

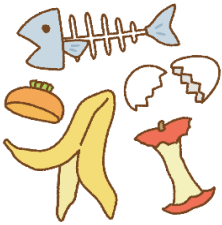
# ～さいたま市事業ごみの分別と出し方(基本例)～

## 事業系廃棄物

### ○事業系一般廃棄物

【行政処理施設】

生ごみ



汚れた紙ごみ



草ごみ・剪定枝



古紙



ペットボトル

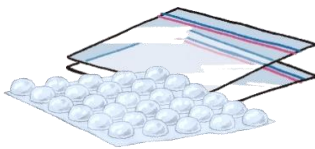


※草ごみ・古紙・ペットボトルを事業ごみとして処理する場合は、行政処理施設では受け入れをしております。(家庭ごみは受入可)

### ○産業廃棄物

【民間中間処理施設】

軟質プラスチック



硬質プラスチック



発泡スチロール



食廃油



※油は固めても可燃ごみにはなりません

ガラス陶磁器



金属・鉄



乾電池・リチウム電池



蛍光管



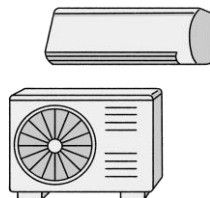
【指定引取場所】

家電4品目 ※収集運搬のみ契約締結が必要となります

テレビ



エアコン



冷蔵庫(冷凍庫)



洗濯機(衣類乾燥機)



### ○専ら産業廃棄物

飲料ビン・飲料カン



※産業廃棄物以外を一般廃棄物といいます。

※産業廃棄物の処理を希望される場合は別途ご相談ください。

※産業廃棄物は民間中間処理施設に搬入しなくてはなりません。

※産業廃棄物を処理する際は、契約書の締結及び

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行が必要になります。

※市区町村によって分別方法は異なります。